（記載注意）
1　交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給を含めた総額を記載すること。
2　再エネ特措法賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第４条第１項に規定する特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達に関して、当該調達に要した費用の総額を記載すること。

別表第三及び別表第四を削る。

（沖縄振興開発金融公庫の貸付金を借り入れた一般電気事業会社の公告手続に関する省令の一部改正）

第二条　沖縄振興開発金融公庫の貸付金を借り入れた一般電気事業会社の公告手続に関する省令（平成十四年経済産業省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「一般電気事業会社」を「兼業会社及び分割等会社」に改める。

第一項中「第六十四条第三項」を「第六十四条第五項」に改める。

別記様式中「第六十四条第三項」を「第六十四条第五項」に、「一般電気事業会社」を「兼業会社又は分割等会社」に改める。

（原子力発電工事償却準備引当金に関する省令の一部改正）

第三条　原子力発電工事償却準備引当金に関する省令（平成十九年経済産業省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「対象電気事業者」を「対象発電事業者」に、「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第十五号」に、「一般電気事業者」を「発電事業者」に改める。

第二条中「対象電気事業者」を「対象発電事業者」に、「を送電系統に連系して送電」を「について一般送配電事業者、送電事業者又は特定送配電事業者に供給」に、「送電開始日」を「供給開始日」に改める。

第三条第一項中「対象電気事業者」を「対象発電事業者」に、「送電開始日」を「供給開始日」に改め、同条第二項及び第三項中「対象電気事業者」を「対象発電事業者」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の電気事業会計規則（以下「新会計規則」という。）の規定は、この省令の施行の日以後の会計整理について適用し、同日前の会計整理については、なお従前の例による。

第三条　改正法附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者については、改正法附則第十六条第一項の義務を負う間、新会計規則の規定を適用する。この場合において、新会計規則第四条中「一般送配電事業、送電事業及び発電事業」とあるのは「小売電気事業」と、新会計規則第十条第一項中「電気事業法（以下「法」という。）第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）、法第二十条第一項の規定により届け出られた最終保障供給約款又は法第二十一条第一項の規定により届け出られた離島供給約款」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下「改正法」という。）附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款」と、新会計規則第四十三条中「法第二十七条の二第二項（法第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）」とあるのは「改正法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有する改正法による改正前の電気事業法第三十四条第二項」と読み替えるものとする。

第四条　改正法附則第四条第二項に規定するみなし登録特定送配電事業者については、第一条の規定による改正前の電気事業会計規則（以下「旧会計規則」という。）第一条及び第四十二条から第四十七条まで並びに別表第三及び別表第四の規定は、みなし登録特定送配電事業者が改正法附則第二十三条第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、旧会計規則第四十五条中「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号。以下「法」という。）第二十四条第一項」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下「改正法」という。）附則第二十五条第一項」と、旧会計規則第四十七条中「法第三十四条第二項」とあるのは「改正法附則第二十三条第三項の規定によりなおその効力を有する改正法による改正前の電気事業法第三十四条第二項」と、旧会計規則別表第三中「電力卸仲介業者から」とあるのは「卸電力取引所を介して」と、「法第24条第１項の届出をした供給条件以外の契約によつて一般電気事業者及び電力卸仲介業者に」とあるのは「改正法附則第25条第１項の届出をした供給条件以外の契約によつて電気事業者に販売し、及び卸電力取引所を介して」と読み替えるものとする。

第五条　改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により改正法第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新法」という。）第二十七条の二十七第一項の届出をしたものとみなされた者（以下「みなし発電事業者」という。）については、新会計規則第三条の二の規定は、適用しない。

第六条　新法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者は、新会計規則第二十六条に規定する対象発電事業者が電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成十七年経済産業省令第九十二号）附則第二条の規定に基づきこの省令の施行の日以降に終了する各事業年度において積み立てた使用済燃料再処理等引当金のうち、当該一般送配電事業者が託送供給（新法第二条第一項第六号に規定する託送供給をいう。）によって回収されると見込まれる額を、費用として計上しなければならない。

第七条　みなし発電事業者は、その運用する原子炉を廃止しようとする場合において、当該原子炉に係る原子力発電設備（原子炉の廃止に必要な固定資産、原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下この項において同じ。）、当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。以下「原子力発電設備等簿価」という。）並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額（以下「原子力廃止関連費用相当額」という。）を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2　前項の承認を受けようとするみなし発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該みなし発電事業者は、当該申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、同項の規定にかかわらず、当該申請に係る原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することができる。

一　廃止しようとする原子炉の名称
二　原子炉を廃止しようとする理由
三　原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額
四　前号の額の算定根拠

3　経済産業大臣は、前項の申請書を受理した場合において、前項第二号に掲げる事項がエネルギー政策の変更、安全規制の変更その他これらに準ずるものに伴うものであり、かつ、同項第三号に掲げる事項が適当であると認めた場合は、これを承認するものとする。

4　第一項の承認を受けたみなし発電事業者は、第二項第三号に掲げる事項に変更があった場合において、その変更額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。